別記第１－２号様式（第６条関係）

融 資 残 高 等 証 明 依 頼 書

　　　年　　　月　　　日

（金融機関名）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請者 | ※連帯債務者がいる場合に記入 |
| 住所 | 〒　　　― | 〒　　　― |
| 現住所  （避難先等） | 〒　　　― | 〒　　　― |
| （ふりがな） |  |  |
| 氏　　名 | 印 | 印 |
| 電話番号 |  |  |

　石川県住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金の交付申請に使用するので、私が借入れをした住宅ローンの融資残高等について証明願います。

融 資 残 高 等 証 明 書

　　　年　　　月　　　日

上記申請者の借入に係る融資残高等について、下記の通り相違ないことを証明します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 証明基準日 | 令和　　年　　月末 | | |
| 借入年月日 | （昭和・平成・令和）  年　　月　　日 | （昭和・平成・令和）  　　年　　　月　　日 | （昭和・平成・令和）  　　年　　　月　　　日 |
| 融資残高 | 円 | 円 | 円 |
| 利率 | ％ | ％ | ％ |
| 償還期限 | 令和　　年　　月 | 令和　　年　　月 | 令和　　年　　月 |

注１）「証明基準日」は、住宅再建のために新たに借入をした住宅ローンに係る金銭消貸借契約締結年月日の前の月を記入してください。

注２）「借入年月日」は、能登半島地震の発災（令和６年１月１日）以前に借入した住宅ローンの金銭消費貸借契約締結年月日を記入してください。なお、地震以前に借入れた住宅ローンを地震後に借り換えた場合は、地震以前に借り入れた借入年月日を記入してください。

注３）「融資残高」、「利率」及び「償還期限」は、「証明基準日」時点におけるものを記入してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　＜証明者＞

住所

名称

電話

（住宅金融支援機構の場合、代理店名でも可）

※融資残高証明書の原本は申請者に交付し、金融機関等で写しを保管してください。

〈本証明書について〉

・本証明書は、地震前に借り入れた「既存の住宅ローン」の残高について証明するものです。

・本書記載の「住宅ローン」は、住宅の建設・購入・増改築・補修・土地購入のために組んだローンを指します。

〈申請者〉

１．依頼書の作成（申請者）

○証明書上部の「融資残高等証明依頼書」に、「依頼先の金融機関名」、「氏名」、「連絡先」を記入してください。

　○「氏名」は、原則、「借入名義人」としてください。

　　「連帯債務」の場合は、全員の氏名の記入・押印をお願いします。

　○押印は、返済口座のお届出印を押印してください。

２．依頼書の提出（申請者→金融機関等）

○依頼書を、既存の住宅ローンを借り入れている金融機関のお取引店に提出してください。

○その際には、以下の書類も準備してください。（金融機関によって必要書類は異なります）

　　　◇返済用口座の通帳、既存の住宅ローン契約書の写し、新たな住宅ローン契約書の写し、借入時の印鑑や返済予定表など

　　　◇本人確認ができるもの（運転免許証など）

　　　◇代理人が窓口に行かれる場合は、申請者と代理人の両方が確認できるもの

　○借入先の金融機関等が複数存在する場合は、それぞれの金融機関等あてに依頼書を提出してください。（例：Ａ銀行、Ｂ銀行あて）

　○住宅金融支援機構からの借入などの場合、申出当日に本証明書の発行ができない場合がありますので、ご了承ください。

　○本証明書の発行に際しては、発行する金融機関が定める手数料が必要になる場合があります。

〈金融機関等〉

１．証明基準日の確認

○新たな住宅ローンの契約日（融資実行日）を、契約書などで確認してください。

○上記契約日の「前月末」を証明基準日欄に記載してください。

（例：新たな住宅ローンの契約日：１０月１日　→　証明基準日：９月末日）

２．借入年月日の記入

○「借入年月日」は、能登半島地震の発災（令和６年１月１日）以前に借入した住宅ローンの金銭消費貸借契約締結年月日を記入願いします。なお、地震以前に借入れた住宅ローンを地震後に借り換えた場合は、地震以前に借り入れた借入年月日を記入してください。

３．証明内容について

○「融資残高」「利率」及び「償還期限」は、１による「証明基準日」時点のものを記入願います。

４．借入区分が複数の場合について

○借入区分が複数にわたる場合は、区分ごとに１列ずつ記載してください。

（例：Ｈ１５年１月借入・２００万、利率３％、Ｈ２０年１１月借入・３００万円・利率４％の場合は、

各借入ごとに１列ずつ記載してください。）

５．交付・控えの保管

○１～４の内容を証明いただきましたら、依頼書・証明書の写しを控えとして保管してください。

○証明書の「原本」を申請者に交付してください。

〈金融機関等の皆様へお願い〉

○「石川県住宅再建支援事業（二重ローン対策）」の補助金申請に当たっては、金融機関等が発行する

本証明書（既存住宅ローンに関する融資残高証明書）が必要となりますので、御協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、「石川県生活再建支援課（tel:076-225-1962）」までお電話ください。